資料2-4

# 耐震重要度分類の変更取り止めについて

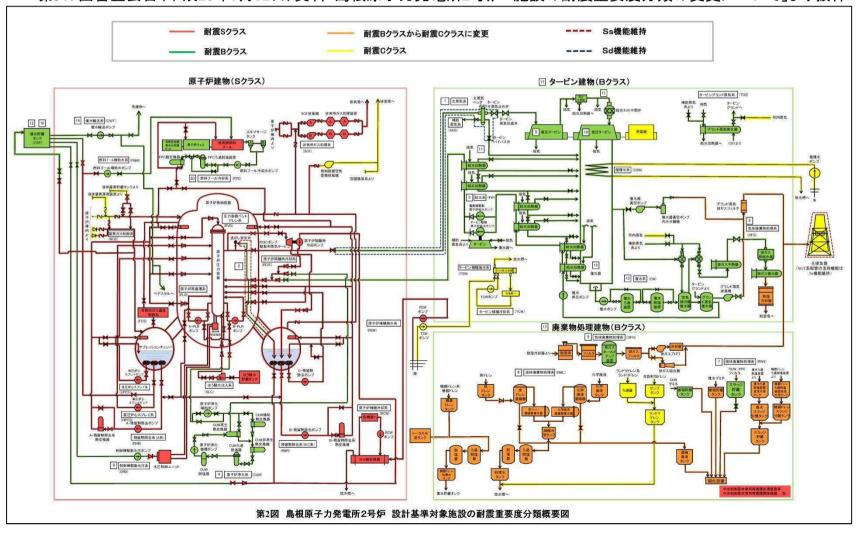
平成30年3月14日中国電力株式会社



## 施設の耐震重要度分類変更について

■放射線影響が十分に小さいと評価した廃棄物処理設備の一部については"耐震BクラスからCクラスに変更" することとしていたが、変更を取り止めることとし、今後原子力規制庁へ説明していく。

第379回審査会合(平成28年7月12日)資料「島根原子力発電所2号炉 施設の耐震重要度分類の変更について」より抜粋



### 当初申請(平成25年12月)における考え方

建設時には、保守的に放射性物質を含むほぼすべての施設をBクラスに分類

公衆被ばく低減対策の実施

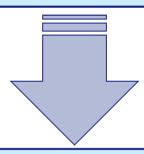
新規制基準におけるBクラス施設に係る規定

定量的な線量評価に基づき施設の耐震重要度分類を変更

#### 原子力規制委員会における審査の経緯

#### 〈平成28年5月26日の審査会合〉

- 島根2号機の耐震重要度分類の変更について、当社より説明を行った。
- ・ 原子力規制委員会より、「放射線影響だけでなく、プラントの安全評価そのものへの 影響はどうか」との指摘を受けた。



#### <平成28年7月12日の審査会合>

- 前回審査会合での指摘事項を踏まえて、地震時に非常用の設備や安全対策設備が 使用不能となった場合に有効と考えられる設備についてはCクラスとしないことを説明した。
- ・ 一方で、液体廃棄物処理系の床ドレン設備や機器ドレン設備、固体廃棄物処理系の 固化設備など、原子炉への影響がなく、また公衆に与える放射線影響が十分に小さ いと評価した設備についてはCクラスに変更することを説明した。

#### 審査会合後の動向を踏まえた方針の見直し

#### <試験研究炉他の規則の解釈の改正(平成28年11月30日)>

- Sクラス施設を有しない試験研究炉他に関しては、グレーデッドアプローチを適用して 合理的に審査を行う考えが示された。
- 原子力規制委員会では、耐震重要度分類の変更に係る発電用原子炉施設の規則の 解釈の改正はこれまでのところ検討されていない。



#### <上記改正を踏まえた当社の認識>

- ・ 発電用原子炉施設にもグレーデッドアプローチを適用して耐震重要度分類を変更する場合は、旧指針に遡った検討および規則の解釈の改正が必要。
- 全プラントに共通するテーマとして検討を行う必要があることから、個別プラントの審査にて議論する事項ではない。
- ・発電用原子炉施設は事故時の影響が試験研究炉等より大きいため検討課題が多く、 中長期的に検討を進める必要がある。



#### <耐震重要度分類の変更に係る方針の見直し>

島根2号炉の新規制基準適合性審査においては、<u>当初申請の施設の耐震重要度分</u> 類の変更は取り止める。